

## 労働政策審議会(職業安定分科会雇用保険部会)での議論

「育児休業給付の目的というのが、雇用の維持・安定だけではなく、男性の育児休業の取得促進、少子化対策など非常に多様化しているということを考えますと、雇用保険財政のみで支えることには限界があると考えております。そもそも少子化対策を講じるに当たっては、国の将来を左右する最重要課題の一つということから、社会全体で取り組むべき課題と捉えてございます。そのため、一般会計で措置するという 것도検討するべきだと考えてございます。少なくとも現行制度において男性の育児休業の取得促進などから給付が増加しているということに鑑みれば、雇用保険財政における国庫負担の割合を本則に戻すということはもとより、さらなる負担も検討するべきではないかと考えてございます。現在、財政収支のマイナスが懸念されておりますが、安易に雇用保険料率の引上げということにならないようお願いしたいと思っております。」(日本商工会議所・清田委員、2023年9月22日、第183回)

「育児休業給付の財政基盤の強化についてです。(……)近年増加しております給付実績の理由が、雇用の安定よりも、いわゆる少子化対策に重点が置かれているという政策推進にあることを踏まえ、国庫負担率を早期に本則に戻すことは不可欠であると考えてございます。また、安易に保険料率の引き上げに頼ることのないように、さらなる国庫負担率の引き上げというのも検討するべきと考えてございます。」(日本商工会議所・清田委員、2023年11月22日、第187回)

「今後、育児休業に係る国庫負担についても議論がされると思いますが、この点につきましては速やかに国庫負担率を本則に戻すべきでありますし、さらなる負担も検討するべきではないかということをご改めて申し上げたいと思っております。」(日本商工会議所・清田委員、2023年12月13日、第189回)

「育児休業給付の見直しの方向性として、国庫負担割合を本則の8分の1にさせていただきました。資料を見ますと、丸の1のところ「引き上げる」という表現がされておるのですが、ここは単に本則に戻っただけと捉えております。引き上げることであれば、今後の支出増を見込んで8分の1以上の国庫負担割合を御検討いただきたいと思っております。」(全国中小企業団体中央会・大谷委員、2023年12月21日、第190回)

「今回の育児休業給付の国庫負担割合につきまして、これまでの意見を踏まえまして、令和6年度までの暫定措置から1年間繰り上げて本則である8分の1に引き上げる方針を示していただいたことには、感謝したいと思います。他方で、令和7年度以降から0.5%に引き上げる案が示されていることは、大変遺憾に思っております。日商として、これまで少子化対策に重点を置く現下の政策動向に鑑みれば、育児休業給

付の国庫負担割合をさらに増やして、安易に料率を引き上げるべきではないことを発言してまいりました。また、別途、こども政策に係る新たな支援金制度の創設による負担や、本部会で議論されている適用拡大なども踏まえ、育児休業給付においても負担が増加することは、事業主にとって厳しい内容と考えております。(……)

0.4%まで据置きが可能な期間の間に、引き続き育児休業給付の目的と役割を再確認して、国庫負担割合のさらなる引上げをお願いしたいと思います。」(日本商工会議所・清田委員、2023年12月21日、第190回)

「私たちが抱えております中小企業で働く組合員は、現下の物価高騰を受けまして、非常に厳しい生活を強いられております。また、今年の春闘で物価高騰に見合う賃上げが実施されるのか、不安を抱えているところでございます。このように、組合員にとっては厳しい状況であるにもかかわらず、これ以上企業経営を圧迫し組合員の可処分所得を下げる可能性がある内容について、労働者が納得するだけの理由が見えないと感じております。もともと国庫負担割合を本則に戻すことは当然であると考えております。政府と労使の3者が応分の負担をすることが重要ではございますが、国庫負担割合がもっと早く本則に戻っていれば、労使の保険料率の本則を引き上げることにはつながらなかったのではないかと考えております。」(JAM・奥委員、2023年12月21日、第190回)

「令和6年までの国庫負担割合の引下げ措置を1年前倒しで本則に戻すということで、これでようやく国庫負担と労使の負担が本則に沿ったものと認識するところでございます。しかしながら、一方では、丸の2で労使の保険料率の本則を令和7年度から引き上げることが示されております。そもそも冒頭、口頭での御報告がございましたけれども、本日の資料には今までの議論経過が掲載されておりませんし、とりわけこの保険料率について、議論が十分されたということはなく、今回若干唐突にこの保険料率の引上げが示されたことについて、大変遺憾に思っているところでございます。4ページを見ますと、弾力的な運用により令和9年度まで0.4%の保険料率が維持されると試算されており、ようやく引き上げの可能性が出てくるのは令和10年度ということだと思いますし、かつ将来の育児休業給付の支出状況が不明瞭な中で、なぜこの令和7年度から本則を引き上げる必要があるのか、理解がなかなか難しいところでございます。」「先ほど奥委員からも御発言がありましたが、当面保険料が据え置かれるとしても労働者の可処分所得に影響があり得るものであって、労働者にとって抵抗感があることは間違いないと思っております。この保険料率については、労働者が納得できるように、今後の財政状況を見ながら都度検証し、十分な議論を行った上で判断を行うことが必要ではないかと考えますし、とりわけ特別会計がこども家庭庁に移管することで、支援金のようにその制度の本来の趣旨を超えて徴収されるような懸念もある中で、今なのかというところは疑問を感じるところでございます。」(日本労働組合総連合会・富高委員、2023年12月21日、第190回)